

カトリック北白川教会 小教区評議会規約

(前文)

第3の千年紀を迎えた2001年の年初に、「信仰の改革」を掲げて、大塚喜直京都教区長より〈共同宣教司牧〉への道筋が提起されました。この新時代の信仰刷新運動に向けて、私たちカトリック北白川教会に集う司祭、修道者、信徒もまた心をひとつにして教区内全小教区（教会）の信者と共にそれぞれが福音宣教の先頭に立つよう、決意を新たにしました。

第1条（名称）

本会は、「カトリック北白川教会小教区評議会」と称する。

第2条（目的）

本会は、カトリック北白川教会（以下、当教会という）が本来の福音宣教の精神に立ち返り、カトリックの普遍教会のもと、京都教区の全教会全信者と協力し（共同宣教司牧）の目的に資する活動を行なう。

第3条（主宰）

本会は、京都司教が任命する京都南部地区洛東ブロック担当司祭・修道者（以下、司祭団という）がこれを主宰する。

第4条（評議員）

本会評議員は、次の者によって構成される。

- ① 信徒の中から代表として選出された役員（3名以上）
- ② 各部会の中から代表として選出された者（各1名）
- ③ 評議会が必要と認める団体から代表として選出された者（各1名）

第5条（会議）

- 1 評議会は主宰者がこれを招集する。
- 2 評議会は原則として二ヶ月に1回の定例のほか、必要に応じて随時開催し、議事録を開催後3週間以内に公開する。
- 3 評議会の決定事項は、評議会主宰者の承認を経て実行される。

第6条（協議・決定事項）

評議会では以下の事項について協議し決定する。

- ① 当教会の宣教司牧と管理運営に関する基本方針について
- ② 教会活動全般にわたる行事や催事について
- ③ 収支予算および決算、その他の収入支出、また、予算外の支出の承認について
- ④ 部会、団体等の設置、承認、改編等について
- ⑤ 本規約の改変について
- ⑥ その他の重要事項について

第7条（役員）

- 1 本会は、司祭団の任命により、3名以上の役員をおく。
- 2 役員任期は2年間とし、再任は妨げない。

第8条 (役員の仕事)

本会役員の仕事は以下のとおりである。

- ① 司祭団とともに、宣教司牧活動や教会運営についての企画、連絡、調整等を行なう。
- ② 本会会合の準備、議事運営、記録等を行なう。
- ③ 当教会の代表としてブロック会議に参加する。

第9条 (役務の執行)

本会は、本会が決定した方針や事業の執行を、当教会の教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部の5部会や他の団体に求めることができる。

- 2 各部会、団体の業務分掌については、別途に定め公示する。

第10条 (会計監査)

- 1 北白川教会に会計監査を選出し、財務全般に関する会計監査を担当する。
- 2 毎年、会計監査を実施し、その結果を評議会に報告する。
- 3 会計監査は2名とし、評議会で候補者を決定し、任期を1年として任務を委嘱する。

第11条 (小教区総会)

- 1 北白川教会総会 (以下「総会」という) は、年度初めに、司祭団の招集により開催する。
- 2 また必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 総会は、評議会で審議、決定し、司祭団が承認した事項について、北白川教会所属信徒への周知の機会とする。また、信徒が北白川教会運営について自由に意見をのべるための機会として開催する。但し、本総会は決議機関ではない。
- 4 総会の司会進行及び記録は、役員が担当する。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教認可 2007年12月31日
発効 2008年 1月 1日
教区司教の改定認可 2024年 4月 16日
改定 2024年 4月 16日

十ハウの天場喜直

